

豊富町スポーツセンター使用料金表

使用区分			時間区分	使用料(円)			
				午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～21:00	全日 9:00～21:00
団体 使用 の 場合	アリーナ	アマチュアスポーツ に使用する場 合	中学生以下	1,500	2,000	2,500	6,000
			高校生以上	2,500	3,000	3,500	9,000
	その他の催物に 使用する場 合	営利を目的とするもの	25,000	35,000	45,000	105,000	
		営利を目的としないもの	15,000	20,000	25,000	60,000	
個人 使用 の 場合	アリーナ	中学生以下	100	100	100		
		高校生以上	200	200	200		
	小体育室(2階)	中学生以下	100	100	100		
		高校生以上	200	200	200		

備考1 団体とは10名以上をいう。

- 2 使用時間が2区分に及ぶときは、それぞれの区分の使用料の合算額とする。
- 3 使用時間が各時間区分に満たない場合であっても、当該時間区分のとおり使用したものとみなす。
- 4 冬期間(11月～4月)暖房使用時の料金は、規定使用料の3割増しとする。
- 5 アリーナの使用面積が2分の1の場合の使用料は、その面積に応じた割合の額とする。
- 6 その他の催し物に使用する場合の管理及び清掃等に要する経費は、使用者の負担とする。
- 7 合計金額の10円未満端数は切り捨てる。
- 8 「小体育室」の団体専用使用料は、上記「アリーナのアマチュアスポーツ使用料」の2分の1とする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。